

建設業者の皆様へ

福山市建設局建設管理部技術検査課長
福山市上下水道局経営管理部技術管理課長

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事における
成績評定及び中間検査（随時検査）の取扱いについて（お知らせ）

見出しのことについて、平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事（土木工事）の円滑な執行を図るため、次のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

第1 工事成績評定の取扱いについて

1 内容

工事成績評定については、福山市工事成績評定要綱で、原則として1件の請負金額が500万円以上の工事を対象としていますが、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事（土木工事）については、原則として1件の請負金額が3,500万円以上の工事を対象とします。

ただし、1件の請負金額が500万円以上3,500万円未満の工事について、受注者から、契約後速やかに当該工事の成績評定を希望する旨を記載した工事打合せ簿が提出された場合は、成績評定の対象とします。

なお、この取扱いに基づき、成績評定の対象外とした工事については、変更契約により3,500万円以上になった場合も、成績評定の対象としません。

2 施行期日

2019年（平成31年）4月1日以降に公告する工事から適用します。

なお、1件の請負金額が500万円以上3,500万円未満の既発注かつ完成検査未了の災害復旧工事（土木工事）についても、受発注者の協議（工事打合せ簿）により、成績評定の対象外とすることができることとします。

第2 中間検査の取扱いについて

1 内容

中間検査（随時検査）について、福山市では、当初請負金額が1,000万円以上の工事について、その額に応じて実施回数を定めていますが、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事（土木工事）で、請負金額3,500万円未満の工事については、中間検査（随時検査）を省略することとし、1億円以上の工事については、中間検査の回数を複数回から1回に省略します。

2 施行期日

2019年（平成31年）4月1日から適用します。

ただし、既に中間検査（随時検査）の工程指定をした災害復旧工事（土木工事）のうち、2019年（平成31年）4月1日時点で、中間検査（随時検査）未了の工事にも適用します。

※このお知らせにおける「土木工事」とは、福山市工事検査技術基準第2項に規定する土木工事検査技術基準及び福山市上下水道局工事検査技術基準第2項に規定する土木工事検査技術基準の適用を受ける工事をいう。